

産業廃棄物処分業許可証

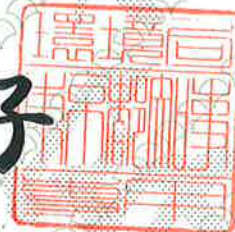
住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備
代表取締役 廣田 健史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 2月 4日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 3日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 中間処理の方法と処理する産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

圧縮：金属くず（空き缶に限る。)

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 14年 2月 4日 新規許可

令和 4年 2月 4日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.5(t/日)	6.7(t/日)	平成13年11月16日	-----	-----
	紙くず	6.9(t/日)				
	繊維くず	2.3(t/日)				
	ゴムくず	12.0(t/日)				
	金属くず(廃乾電池を除く。)	32.4(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	34.8(t/日)				
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	2.9(t/日)		平成13年11月16日		

(2) 施設所在地：東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.09(t/日)	11.5(t/日)	平成16年3月30日	-----	-----
	金属くず	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
	紙くず	-----				
	繊維くず	7.79(t/日)				
破 碎	木くず	4.27(t/日)		平成16年3月30日		
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	14.400(本/日)	平成31年3月14日		

(以下余白)